

誓約書

私は、田辺市管理漁港施設使用許可申請を行うに当たり、次の全ての事項を遵守することを誓約します。

なお、いずれかの事項に違反したことにより、漁港管理者から使用の許可を取り消され、当該漁港指定施設から退去を命ぜられたときは、速やかにその命令に従い、不服の申立てはいたしません。

1. 漁港施設の使用に際しては、田辺市漁港管理条例（平成17年条例第153号）及び関係法令を遵守し、漁業活動又は漁港工事に支障を及ぼす行為は致しません。
2. 港内の事故防止には十分留意し、万一漁港施設を損傷し、又は汚損したときは、速やかに漁港管理者に届出を行うとともに、その指示に従い、自己の責任において原状回復を行います。
3. 漁港施設使用許可の権利を他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸はしません。
4. 係船又は停泊中の船舶の管理は、自己の責任及び負担において行い、万一事故や盗難等が発生した場合についても、貴殿に対し異議又は苦情の申し出を行いません。
5. 使用期間中に、廃船等により使用を中止し、又は、船舶の交換等申請内容に変更が生じた場合には、速やかに漁港施設管理受託者である和歌山南漁業協同組合に届出を行います。
また、使用期間が満了した場合及び使用を中止する場合には、船舶及び係留ロープ等について、自己の責任において速やかに撤去します。
6. 漁港管理者の判断において、漁港管理上やむを得ない事由により係船場所等が変更されても異議なく同意します。
7. ゴミ等は必ず持ち帰ることとし、漁港環境の美化に努めます。
8. 漁港内に自動車を駐車する際には、漁港利用者等周辺に迷惑をかけません。
9. 暴力団等の利益となる使用は致しません。
10. 4月1日からこの申請によって許可された日の前日までの期間の漁港施設の使用分については、許可された日以降の使用料と併せて納付いたします。

令和 年 月 日

住所 _____

申請者

氏名 _____ 印

芳養漁港管理者

田辺市長 真 砂 充 敏 宛て